

まずは相談を

ひとりで悩まないで! DV

横浜市DV相談支援センター〔電話相談窓口〕

☎045-671-4275

月曜～金曜 9:30～16:30
(祝日・年末年始を除く)

※性別を問わず受け付けています。
※横浜市各区福祉保健センターや警察署・交番でもご相談に応じています。
※上記時間以外の緊急時は110番してください。

☎045-865-2040

月曜～金曜 9:30～20:00
土曜・日曜・祝日 9:30～16:00
(第4木曜・年末年始を除く)



DV相談支援センターの支援内容

- 配偶者等からの暴力の相談をお受けします。
- 問題の解決に向けた情報や制度、相談機関等をご案内します。
- 緊急時の安全を確保するための相談に応じます。
- 保護命令*に関する相談に応じます。

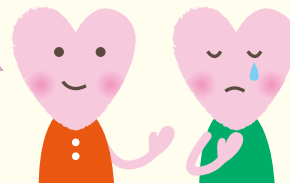
※身体的暴力もしくは脅迫を受けた被害者からの申立てを受けて、裁判所がさらなる配偶者からの暴力により、被害者の生命または身体に重大な危害が加えられるおそれがあると判断した場合に、保護命令が発令されます。保護命令には「接近禁止命令」と住居からの「退去命令」があります。

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

被害者・加害者の性別や間柄を問わず、いかなる理由があろうとも、決して許されるものではありません。

横浜市は、配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護、自立支援のための施策に取り組んでいます。

ひとりで悩まないで!



実は...

こちらの窓口でも相談を受け付けます

(年末年始を除く)

● 神奈川県配偶者暴力相談支援センター (女性のための相談窓口)

☎0466-26-5550

【月～金】9:00～21:00 【土・日】9:00～17:00(祝日を除く)

○ For Foreigner 多言語相談〔DV相談〕

☎090-8002-2949

【Monday-Saturday】10:00～17:00

*English, Chinese, Korean, Spanish, Portuguese, Thai, Tagalog
(英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、タガログ語)

○ 女性への暴力相談「週末ホットライン」

☎045-451-0740

【土・日】17:00～21:00 【祝日】9:00～21:00

● かながわ DV 相談 LINE

(DV・デートDVに悩む女性の方向け)

【火・木・金・土】16:00～21:00(祝日を除く)



● 神奈川県配偶者暴力相談支援センター (男性のための相談窓口)

○ 被害者相談

☎0570-033-103

【月～金】9:00～21:00(祝日を除く)

○ DVに悩む男性相談

☎0570-783-744

【月・木】18:00～21:00(祝日を除く)

● 男女共同参画センター横浜

【心とからだで生き方の電話相談】

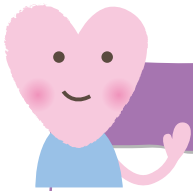
☎045-871-8080

【火・水・金・土】9:30～16:00

【金】18:00～20:00(祝日を除く)

● こんなときは最寄りの警察署へ

- 命の危険を感じたとき ● 暴力などによる被害を受けたとき ● 身に危険が迫っているとき ⇒ ためらわず 110 番を!



暴力は、「殴る」「蹴る」など身体的なものだけではありません。

あなたは、こんなことをされたことがありますか？



あなたの人格を否定するようなことを言ったり、何を言っても無視して口をきかない

こどもに危害を加えるというおどす

避妊に協力しない

外で働くなど言ったり、仕事を辞めさせたりする

貯金を勝手に使う

生活費を渡さない

インターネットやSNSにあなたの性的な画像を載せる

見たくないのに無理やりポルノを見せる

いやがっているのに性的な行為を強要する

家族や友人とつきあうのを制限したり、電話やメールを細かくチェックしたりする

「暴力」といっても様々な形態が存在します。これらの様々な形態の暴力は単独で起きることもあります。多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。また、ある行為が複数の形態に該当する場合もあります。

例示した行為は、相談の対象となり得るものを記載したものであり、すべてが配偶者暴力防止法第1条の「配偶者からの暴力」に該当するとは限りません。



心当たりはありませんか？

- 「自分にも悪いところがある」と自分を責めてしまう。
- 自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ってしまう。
- 個人間や家庭の問題だから相談するのは恥ずかしい、相談するほどのことではないとためらう。
- 相手には自分が必要だ、また、自分への愛情表現だと思い込む。

暴力は、ふるう側の問題です。

誰もが暴力を受けないで安全に暮らす権利があります。

こんなときには、がまんしないで、早めに相談を!



こどもの前での暴力や暴言は、こどもの心を傷つけます。

パートナー*を殴ったり、どなりつけたりする行為を、こどもが見たり、聞いたりすることは、こどもの心身に重大な悪影響があります。

このような状況でお困りの場合も、横浜市DV相談支援センターや横浜市各区福祉保健センター、児童相談所にご相談ください。

*パートナーとは、配偶者(夫・妻)や恋人など、親しい間柄のことを指します。



もしあなたが身近な人から相談されたら？

- 相談者を責めるような言い方はしないでください。暴力の責任はふるう側にあります。
- 家族や友人にパートナーからの暴力で困っている人がいたら、専門の窓口にご相談するようすすめてください。

心配なときは、匿名で警察に通報することもできます。